

「川のあるまち」第11号の 原稿を募集します

市民が創る文化総合雑誌

「川のあるまち」越谷文

化

第11号の原稿を募集し

ます。

①隨筆

原稿用紙5枚以内

②レポート

原稿用紙10枚

以内

③小説

原稿用紙30枚以内

④評論

原稿用紙30枚以内

⑤詩

本文35行以内

⑥短歌

5首以上10首まで

⑦俳句

5句以上10句まで

⑧川柳

5句以上10句まで

⑨写真

モノクロ・カラー

とも可。サイズはキャビ

ネ判または2シル判、必ず

コメントを添えてください

△応募作品は未発表作品の

み

△応募締切日

7月31日(金)(必着)

△応募上の注意

▽作品の第1ページに、応

募部門、作者名(ふりが

な)、本名、住所、年齢、

性別、職業、学校名、学

年、電話番号を明記す

る。本文は第2ページか

ら

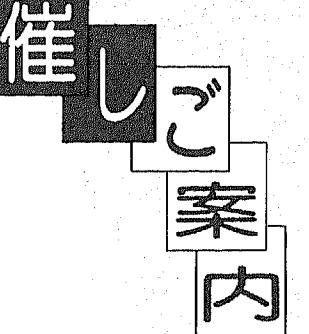
△第1号は平成5年3月に

発行する予定です。

▽第1号は平成5年3月に

発行する予定です。

▽第1号は平成



市役所の電話番号は
64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

64-2111

■各種相談■

種別	時 間・場 所・内 容	*相談はすべて無料です 問合せ
市 毎 日	午前9時～午後5時（土曜日は正午まで）、中央市民会館4階相談室（日曜・祝日除く）。市政に対する苦情・要望・意見、その他一般市民生活について	市民生活課 相談係
交 通 事 故 每 日	午前9時～午後5時（土曜日は正午まで）、中央市民会館4階相談室（日曜・祝日を除く）。交通事故による補償問題、手続きなどについて	市民生活課 相談係
法 水 曜 律 日	午後1時～4時、中央市民会館4階相談室。毎週月曜日（休日の場合は火曜日）。午後1時から相談係で予約受付（電話可）定員8人。法律上の諸問題について弁護士が応じます（交通事故を除く）	市民生活課 相談係
交 通 事 故 (弁 護 士)	毎月第3火曜日の午後1時～4時。中央市民会館4階相談室。定員は8人	市民生活課 相談係
行 政 每 月 第 2 日	午前10時～午後3時、中央市民会館4階相談室。国、県など行政上の諸問題について	市民生活課 相談係
登 記 每 月 第 1 日	午前9時～正午、登記、供託、分筆表示など法務局、中央市民会館4階相談室。裁判所に提出する書類について司法書士、土地家屋調査士が応じます	市民生活課 相談係
人 権 每 月 第 3 日	午前10時～午後3時（場所は偶数月が中央市民会館、奇数月が松伏町役場）	市民生活課 相談係
税 务 每 月 第 1 日	午前10時～午後3時、中央市民会館4階相談室。税金関係全般について、税理士が応じます	市民生活課 相談係
税 务 5月20日 6月22日	午前10時～午後3時、中央市民会館4階相談室。贈与・譲渡・相続等の国税について	市民生活課 相談係
行政書士会による行政 每月第1・3金曜日	午前10時～午後3時、中央市民会館4階相談室。電話不可。内容証明・契約・示談・相続・遺言・告訴・告発・法律文書・会社設立・営業許可・農地転用・開発許可・金銭貸借問題・家事問題等、行政書士が応じます	市民生活課 相談係
内 職 每 月 火 曜 日	午前10時～午後3時、中央市民会館4階相談室。内職の相談、あっせん、求人の相談について	商業観光課 労政係
社会保険労働者による労働・労務 経営	5月27日(水)・6月10日(水)、午後1時～4時、中央市民会館4階相談室。労働問題（賃金、労災、雇用等）全般について	商業観光課 労政係
教 育 相 談 每 日	午前9時30分～午後5時、越谷市教育相談所（東越谷3の10の7東小林記念会館内）。日曜・祝日を除く。対象は原則として5歳から高校生まで	越谷市教育相談所 ☎66-6833
家庭児童相談 每週月曜日	午前9時～午後4時、中央市民会館4階家庭児童相談室。電話での相談も可。しつけや習慣、登校拒否、いじめ、非行、家族関係など18歳までの相談を行います	児童福祉課 児童福祉係
税 務 毎 週 木 曜 日	午後1時～4時、越谷税理士会税務指導所（赤山町6-12-3アライビル2階）。税金関係全般について、税理士が応じます	関東信越税理士会越谷支部 ☎62-6131
不 動 産 每 月 20 日	午前10時～午後3時、埼玉県宅建協会越谷支部（市役所駐車場横）不動産に関する相談について弁護士と相談員が応じます	埼玉県宅建協会越谷支部 ☎64-7285
下請取引業の移動あつせん	6月10日(水)午前10時～正午、越谷市商工会(中町7-14)会議室。公社では常時相談を受け付けています	(財)埼玉県中小企業振興公社下請振興課 ☎048-647-4101

A 市内には、市立の保育所が19カ所、私立の保育園が6カ所あります。0歳から5歳までの幼児をお預かりしています。

今年4月から、「育児休業等に関する法律」が施行されました。今まで保育所（園）に通っている幼児を持つ母親が、育児休業で仕事を休んでいる場合、その期間中、幼児は退所（園）することになりました。しかし、今回の法律の施行に伴い、育児休業中であっても、家庭や児童の状況などの事情によっては、保育所（園）に入所ができることがあります。

育児休業制度の発足時は、特定の職種だけに限られていました。

今年4月から、「育児休業等に関する法律」が施行されま

した。今まで保育所（園）に通っている幼児を持つ母親が、育児休業で仕事を休んでいる場合、その期間中、幼児は退所（園）することになりました。しかし、今回の法律の施行に伴い、育児休業中であっても、家庭や児童の状況などの事情によっては、保育所（園）に入所ができることがあります。

育児休業制度の発足時は、特定の職種だけに限られていました。

今年4月から、「育児休業等に関する法律」が施行されま

した。今まで保育所